

桂-240514

令和 年 月 日

様

重要事項説明書

京都市桂川障害者デイサービスセンター

社会福祉法人 京都社会事業財団
総合福祉施設 京都桂川園

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 当事業所では、契約者に対して障害者総合支援法に基づく生活介護を提供します。当サービスの利用は、原則として自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 通常の事業実施地域	2
4. 営業日、営業時間、休日、利用定員	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所の施設設備の概要	2
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. サービス提供の記録について	5
10. 事故発生時の対応について	5
11. 秘密の保持と個人情報の保護について	5
12. 虐待の防止について	6
13. 身体拘束等の禁止について	6
14. 緊急時などの対応について	6
15. 苦情の受付窓口について	7
16. 第三者による評価の実施状況	7

社会福祉法人京都社会事業財団
京都市桂川障害者デイサービスセンター
当事業所は生活介護事業者の指定を受けています。
(京都市指定 第 2614000186 号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 京都社会事業財団
所 在 地	京都市西京区山田平尾町17番地
代 表 者 氏 名	理事長 野 口 雅 滋
設 立 年 月	昭和24年3月31日

2. 事業所の概要

事業所の種類	生活介護事業所 平成18年10月1日指定 京都市 2614000186
事業の目的	生活介護に係る指定障害福祉サービスは、社会福祉法人京都社会事業財団が掲げる「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。」の福祉理念に基づく運営を行うことを目的とする。
事業所の名称	京都市桂川障害者デイサービスセンター
事業所の所在地	京都市西京区下津林東大般若町32番地
電 話 番 号	075-391-1685
管 理 者 氏 名	柏木 佐織 (兼務)
事業所の運営方針について	<ol style="list-style-type: none">1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努める。2 日常生活を活性化させる取組みとして、創造性を発揮するプログラム活動と社会参加の第一歩としての外出支援を積極的に行う。3 明るく共同体的な雰囲気を作り出し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。4 福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の事業者等の紹介等の措置を講ずるものとする。5 事業の実施にあたっては関係行政機関が行うあっせんに協力するとともに、他の保健、医療、福祉サービス提供事業者との連携に努める。また、障害者総合支援法及び関係法令に基づく人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、利用者の立場に立った事業を実施する。
開 設 年 月	平成11年4月1日

3. 通常の事業実施地域

- ① 京都市西京区全域
- ② 京都市右京区の一部（丸太町通り以南、西小路通り以西）

4. 営業日、営業時間、休日、利用定員

営業日	月曜日から金曜日
休日	土曜日、日曜日及び年末年始（12月31日から1月3日）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 午前8時40分から午後5時（サービス提供時間）
利用定員	1日20名

5. 職員の体制

<職員体制>令和6年4月1日現在

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者（施設長）		1		
サービス管理責任者	1			
生活支援員	9		1	
看護職員			2	
医師（嘱託）				1

※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制（時間）
サービス管理責任者	勤務時間 午前8:30～午後5:30
生活支援員	
看護職員	
医師（嘱託）	週1日（2時間程度）

6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

ダイルーム（食堂兼用）	レクリエーション活動、食事等
機能訓練コーナー	歩行訓練、起立訓練等
和室（静養室兼用）	静養
面接室（相談室）	面接、相談等
浴室	入浴

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 「個別支援計画」とサービス内容

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの区分及びサービス内容>

下記のサービス内容から個別支援計画を定めてサービスを提供します。

基本事業

- ① 創作的活動
利用者の状況に応じて創作的活動を実施します。
- ② 機能訓練と健康チェック
利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。又、毎回の利用時には体温、血圧、脈拍を測定し、定期的に体重測定を行うなどして利用者の健康管理をサポートします。
- ③ 社会適応訓練
外出、買い物、調理などの社会適応訓練を実施します。
- ④ 更生相談
利用者の医療、福祉、生活等の相談に応じます。
- ⑤ レクリエーション
季節毎の行事や外出などのレクリエーションを実施します。
- ⑥ 介護方法の指導等、その他在宅生活に関すること
利用者の状況や希望を踏まえて介護に関する相談を受けます。

その他の事業

- ① 給食サービス
利用者の身体状況を考慮して、栄養士が立てる献立表により食事（昼食）を提供及び食事の介助をいたします。
- ② 入浴サービス
入浴の介助又は清拭などを行います。利用者の希望及び心身等の状況に応じて、機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 送迎サービス
自宅と事業所間の送迎を行います。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、食費を除き通常9割が自立支援給付として給付されます。自立支援給付は、本事業所が代理受領いたしますので、契約者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業所にお支払いいただきます。但し、5頁に記載する月額上限以上の負担は減免されます。（1日あたりの利用料の目安は、別表を御参照ください。）

<償還払い>

☆ 事業者が自立支援給付額の代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める自立支援給付基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、契約者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると自立支援給付が利用者に支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 食費（利用者に提供する食事の材料費及び調理等にかかる費用）
1食 750円（おやつ代含む。）
※うち、食材料費410円
- ② プログラム費
実費（「創作活動」「レクリエーション活動」等にかかる材料費）
- ③ サービス提供記録等の複写物のコピー代
1枚につき10円
- ④ おむつ代（持参分が不足した場合）
テープ式紙おむつ 1枚92円

尿とりパット	1枚20円
紙パンツ	1枚84円

<サービス利用料金（1日あたり）>

別表の料金表によって、サービス利用料金から自立支援給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置については下記の<利用者負担の減免について>をご参照ください。）

☆ 契約者に提供する食費に係る費用は別途いただきます。（上記（3）①参照）

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

自立支援給付対象サービス（ホームヘルプ、生活介護、ショートステイ等）の1か月あたりの利用にかかる「定率負担」（利用者負担額）については、所得に応じて月額負担に上限が設定されています。複数の事業所でサービスを利用された場合においても、設定された利用料金以上は負担される必要はありません。（ただし、食費等の実費は含まれません。）

☆ 契約者のご希望により当事業所を上限管理者に選ばれる場合はサービス管理責任者までお申し出ください。

[食費等実費負担の軽減について]

一定の資産要件に該当する方については、食費負担に軽減措置が取られています。該当する方の食費に係る実費負担は、食材料費に当たる410円のみとなります。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記の（2）（3）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求させていただきます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

お支払いに関しては、指定の金融機関口座からの引き落としとなります。なお、原則当事業所にての現金払いはお受けできませんのでご了承ください。

金融機関口座	：	契約者名義及び家族名義
引落日	：	利用月の翌月27日（金融機関休業日については翌営業日）

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、生活介護で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに当事業所に申し出てください。利用予定日前日の午後5時までに申し出がなかった場合、取消料金として予約されていた食事の実費相当額をお支払いいただきます。

前日（午後5時）までに申し出があった場合	無 料
前日（午後5時）までに申し出がなかった場合	750円（食事の実費相当額）

- ② 利用予定日の2営業日前までに利用中止の申し出がなかった場合、契約者の体調不良等やむをえない欠席である場合でも、月4回を限度として当該利用予定日に欠席時対応加算を算定し、所定の料金をお支払いいただきます。（但し、加算算定は、職員が電話連絡等の必要な対応を行った場合に限りです。）
- ③ 指定生活介護の継続利用者が、連続して5日間利用を中止した場合、職員が生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て利用者の居宅を訪問し相談援助を行った場合は、1月に2回を限度に訪問支援特別加算を算定し、所定の料金をお支払いいただきます。
- ④ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ⑤ サービス利用の変更、追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、契約者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。また、当事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

9. サービス提供の記録について

(1) 指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等について、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

(2) 指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

(3) これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物にかかる費用は実費を負担いただきます。)

10. 事故発生時の対応について

当事業所において、指定生活介護の提供に起因する事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び京都府、京都市、関係機関等に連絡するとともに、「社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園事故対応マニュアル」により必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内の内容とします。
個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

1 2. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

- ① 事業所における虐待防止の指針を整備しています。
- ② 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ③ 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	谷田 真通
-------------	-------

- ④ 成年後見制度の利用を支援します。

1 3. 身体拘束等の禁止について

事業所は、契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の3原則を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催し、その結果を職員に周知しています。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ③ 身体拘束適正化のための研修を定期的実施しています。

1 4. 緊急時などの対応について

- (1) 当事業所において、指定生活介護の提供を行っているときに、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関（同一法人 京都桂病院）に連絡する等必要な措置を講じます。

- (2) 非常災害時

項目	内容
消防計画等	防火管理規定を定め、防火管理者は消防計画を作成し職員に周知すると共に、定期的に防火訓練を職員と利用者参加の基に実施する等、組織的な防火・防災活動を行い災害発生時の対応に備えています。
防災設備	自動火災報知器・スプリンクラー・消火器・ガス漏れ警報機・非常刑法設備・防火扉を完備
近隣との協力	自衛消防隊を組織し、西京区管内の企業、関係機関、地域住民組織と連携し地域の防災訓練に参加する等、地域ぐるみの防災活動に積極的に取り組んでいます。

- (3) 利用前の体調不良

利用期日前に医師により利用者、家族が感染症の診断、もしくは疑いがある場合は、指定生活介護の利用・中止の判断を事業所に委任するものとします。

3 7. 5度以上の発熱がある場合、指定生活介護の利用を中止する場合があります。

令和 年 月 日

指定生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 京都社会事業財団
所在地 京都市西京区山田平尾町17番地
代表者 理事長 野口雅滋 ㊞

事業所名 京都市桂川障害者デイサービスセンター
所在地 京都市西京区下津林東大般若町32番地
管理者 柏木佐織

事業者番号 2614000186

説明者職名 サービス管理責任者

氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護の提供開始に同意しました。

契約者住所 _____
(利用者)
氏名 _____ ㊞

署名代行者住所 _____
氏名 _____ ㊞
利用者との関係 _____

【個人情報利用同意欄】

私は、サービス担当者会議及び他の医療・介護事業関係者との連絡調整する際、私の個人情報を必要な範囲において使用することに同意します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

氏 名 _____ ㊞

署名代行者

氏 名 _____ ㊞

利用者との関係 _____

代筆の理由 _____